

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

- (1) 第1条 この規程は、社会福祉法人松原福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員・評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (2) 常勤の理事報酬（賞与・退職慰労金）
- (3) 非常勤の役員報酬
- (4) 評議員報酬
- (5) 評議員選任・解任委員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、給与規定に基づき決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の業務執行理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給）
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立

替金，積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は，別に定める旅費規程に基づいて，旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には，その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し，又は解任された場合は，前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず，常勤の理事が死亡によって退任した場合，その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により，計算金額に1円未満の端数が生じたときには，次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については，これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については，これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 この法人は，この規程をもって，社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は，平成29年 7月 1日より施行する。 （注）改正法附則第20条参照

附則 この規程は，令和 8年 7月 1日より施行する。

別表第 1（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額	時間額
理事会等会議への出席	5,000円	
上記の他，法人・施設業務のための出勤		1,500円

※評議員については，定款の定めとの整合について留意が必要
（定款の定めより高額となる場合には，定款変更が必要）

(2) 監事

	日 額	時間額
監事監査等への出席	5,000円	
上記の他，法人・施設業務のための出勤		1,500円

別表第 2（評議員の報酬）

	日 額	時間額
評議員会への出席	5,000円	
上記の他，法人・施設業務のための出勤		1,500円

別表第 3（評議員選任解任委員の報酬）

	日 額	時間額
評議員会への出席	5,000円	
上記の他，法人・施設業務のための出勤		1,500円

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準（報酬規程）について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」から抜粋。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第45条の35第1項）。
- ・ なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第45条の35第2項）、公表しなければならない（法第59条の2第1項第2号）。
- ・ 具体的には、以下①から④のとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である（施行規則第2条の42）。
- ・ なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

〔【補足】例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）〕

② 報酬等の金額の算定方法

- ✕ 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- ✕ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- ✕ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- ✕ 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

- ・ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

11月留意事項Q&A

問45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

（答）

- 1 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。

（答）

- 1 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第45条の35第1項）。
- 2 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
- 3 なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

（答）

- 1 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
- 2 他方、個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であっても、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

定款変更Q&A

問18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。（定款例第八条関係）

（答）

- 1 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。

問19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。（定款例第二条関係）

（答）

- 1 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。